

宮城県中小企業融資制度の ごあんない

**新型コロナウイルス感染症に関する情報は、
随時更新されますので、商工金融課ホームページをご覧ください。**

宮城県中小企業融資制度とは

県、金融機関、宮城県信用保証協会が協調して行っている中小企業者向けの融資制度です。

融資の申込窓口は金融機関となりますが、県が融資原資の一部を預託したり、信用保証料の一部を負担することにより、県の定める利率、保証料率等の条件に従って、中小企業者の皆様に低利・長期の資金を融資する仕組みです。

ご利用できる方

県内に事業所や事務所等を有し、県内で事業を営む中小企業者、協同組合、NPO法人、小規模企業者です。

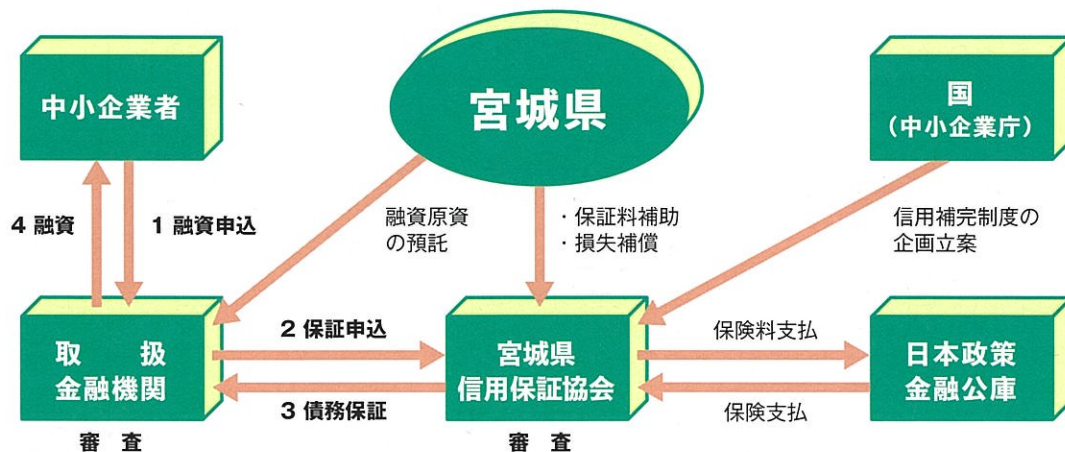
信用保証協会の保証付が基本となりますので、信用保証協会から代位弁済を受け、求償債務が残っている方や手形の不渡り事故をおこし、銀行取引停止処分を受けている方等は、ご利用いただけません。

また、農林漁業、遊興娯楽業の一部等、業種によりご利用いただけない場合もあります（中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であることが要件となります。）

ご利用の申込み

融資のご相談・お申し込みは、県内に所在する各金融機関の本店、支店で行っています。

なお、信用保証協会、金融機関の審査の結果、ご希望に添えかねる場合もありますので、ご了承ください。



取扱金融機関（融資申込先）

七十七銀行、仙台銀行、商工組合中央金庫、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合、相双五城信用組合、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、東邦銀行、常陽銀行、きらやか銀行、北日本銀行、福島銀行、一関信用金庫、あぶくま信用金庫、ウリ信用組合、あすか信用組合、農林中央金庫の県内にある本・支店及び足利銀行郡山支店

利用対象者

▶ 県内に事業所・事務所・店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者、協同組合等、特定非営利活動法人、小規模企業者。（県内で新たに事業を始めようとする方は、創業育成資金が利用できます。）

(1). 中小企業者

（資本金、従業員のどちらかを満たしている会社及び個人事業者）

業 種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業など以下に掲げる以外の業種	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

(2). 医業を主たる事業とする法人・・・従業員数 300 人以下

(3). 協同組合等

（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合 等）

(4). 特定非営利活動法人（NPO 法人）

・・・従業員数 300 人以下

（小売業の場合 50 人、卸売業及びサービス業 100 人以下）

(5). 小規模企業者

業 種	従業員数
製造業など以下に掲げる以外の業種	20 人以下
商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）	5 人以下
宿泊業及び娯楽業	20 人以下

（商業とは、卸売業、小売業（飲食店を含む）を指します。）

※（1）～（5）に当てはまらない宗教法人、学校法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人等は利用できません。

次のいずれかに該当する場合は、融資対象外となります。

- ① 農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、その他遊興娯楽業等
- ② 信用保証協会より代位弁済を受け、求償債務が残存しているもの。
- ③ 手形の不渡り事故をおこし、銀行取引停止処分を受けているもの。
- ④ 休眠会社・休眠組合
- ⑤ 破産、民事再生手続開始、会社整理開始及び会社更生手続開始申立中のもの。

セーフティネット保証制度（参考）

この制度は、取引先の再生手続申立等や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を来している中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。（県のセーフティネット資金等を利用する場合に、以下の手続きが必要です。）

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項

1 号	連鎖倒産防止	5 号	業況の悪化している業種（全国的）
2 号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	6 号	取引金融機関の破綻
3 号	突発的災害（事故等）	7 号	金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
4 号	突発的災害（自然災害等）	8 号	金融機関の整理回収機構等に対する貸付債権の譲渡

対象となる中小企業者

取引先の再生手続申立等や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等の上記 1～8 号に該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の商工担当課の窓口にて認定申請書 2 通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関に認定書を持参の上、融資を申し込むことが必要です。

責任共有制度（参考）

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者を支援する制度です。原則として信用保証協会が 80%、金融機関が 20% の割合で責任を共有します。

※ 責任共有制度対象外の資金（借換の場合など、保証の枠により一部責任共有制度の対象となる場合もあります。）

- ・セーフティネット資金
- ・危機関連対策資金
- ・新型コロナウイルス感染症対応資金
- ・経営力強化サポート資金
- ・経営改善サポート借換資金
- ・中小企業再生サポート資金
- ・災害復旧対策資金
- ・みやぎ中小企業復興特別資金
- ・事業再生計画実施支援資金
- ・創業育成資金
- ・小口事業資金

新型コロナウイルス感染症対応資金を創設しました

新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者に対して、保証料補助や実質無利子化により民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症対応資金の概要

融資対象者

宮城県内に事業所を有し、市町村長から次のいずれかの認定書の交付を受けた中小企業者等

【セーフティネット保証 4号】

- (イ) 県内において1年以上継続して事業を行なっていること
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

【セーフティネット保証 5号】

指定業種に属する事業を行なっており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること

【危機関連保証】

- (イ) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること
- (ロ) 経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること

※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。詳しくは市町村にお問い合わせください。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 3,000万円
- 融資利率 年1.30%（固定）
- 償還期間 10年（うち据置5年以内）
- 信用保証率 年0.85%
※経営者保証免除対応を適用する場合、年1.05%
- 保証人・担保 原則として法人代表者以外不要・無担保

取扱期間

令和2年5月1日(金)から令和2年12月31日(木)までに保証申込み受付し、かつ、令和3年1月31日(日)までに融資実行されたもの

※1 令和2年5月1日現在

※2 取扱期間については延長となる場合があります。

利子補給制度

- 対象者 売上高等▲5%以上の個人事業主(小規模に限る)
売上高等▲15%以上の小・中規模事業者
- 対象融資限度額 一企業3,000万円以内
- 利子補給率 年1.30%に相当する額
- 補給期間 借入日から3年間
- 補給回数 年2回 上期(4月～9月分)
下期(10月～3月分)

保証料補助制度

- 対象融資限度額 一企業3,000万円以内
- 保証料補助率 売上高等▲5%以上の個人事業主(小規模に限る)⇒全額
売上高等▲5%以上の小・中規模事業者⇒2分の1
売上高等▲15%以上の小・中規模事業者⇒全額
- 補助期間 全期間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

令和2年度の主な改正点

(1) 事業承継資金(事業承継特別枠)を創設しました。

事業承継(代表者交代等をいう)の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については、経営者を含めて保証人を徴求しないことにより、事業承継の促進を図ることを目的とした資金です。

(2) 中小企業団体中央会組織金融の償還期間及び利率の改正

- ①運転資金の償還期間を7年から10年に延長
- ②設備資金の償還期間を7年から15年に延長
- ③利率 7年以内1.00%を下記のとおり変更
 - 7年以内 固定金利 1.0%
 - 7年超10年以内 固定金利 商工中金所定の貸付利率-0.3%
 - 10年超15年以内 変動金利 商工中金所定の貸付利率

(3) みやぎ中小企業復興特別資金について

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限が延長となり、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を令和3年3月31日まで延長します(なお、当該資金利用で直接被害のあった事業者に対する利子補給も継続します)。

(4) 災害復旧対策資金(一般枠)の災害として東日本大震災を引き続き指定

「災害関係保証」の適用期限が延長となり、当該資金の取扱(指定)期間を令和3年3月31日まで延長します。

● 中小企業経営安定資金

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
一般資金	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業等 8,000万円	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	運転 7年以内（1年以内） 設備 10年以内（1年以内）
セーフティネット資金	中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	第1～4号、6号 1.30% 第5号、第7号、第8号 1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
危機関連対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
新型コロナウイルス感染症対応資金（R2.5創設）	中小企業信用保険法第2条第5項4号又は同項5号、第6項該当の特定中小企業者又は特例中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 3,000万円	1.30%	運転・設備 10年以内（5年以内）
流動資産担保活用資金	取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している、又は棚卸資産を有する中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 1年以内
経営力強化サポート資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関 ^(※) の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うことができる中小企業者等 ※税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ、税理士、公認会計士、金融機関等で国の認定を受けた者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内） 既往の宮城県制度融資を借り換える場合は、10年以内（うち据置1年以内）
条件変更改善借換資金	宮城県中小企業経営安定資金等による既往借入金の残高があり、既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っており、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに報告を行う中小企業者等	一企業等 8,000万円	10年以内 1.50% 10年超 2.00%	運転・設備 15年以内（1年以内） 運転・設備とも新規資金を追加する場合には据置2年以内
連鎖倒産防止資金	負債総額1,000万円以上の倒産企業に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等を有している、又は当該倒産企業との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者等（知事の認定）	一企業等 8,000万円	1.60%	運転 10年以内（2年以内）
経営改善サポート借換資金	次のいずれかの中小企業者等 ①借換保証制度を適用して、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を行うことにより、再建及び持続的発展が見込まれるもの ②中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもので、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を借換保証制度を適用して行うことにより再建及び持続的発展が見込まれるもの	一企業等 8,000万円	対象① 1年以内 1.50% 1年超 1.90% 対象② 第1～4号、6号 1.30% 第5号、第7号、第8号 1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
中小企業再生サポート資金	次のいずれかの中小企業者等 ①宮城県中小企業再生支援協議会又は宮城県産業復興相談センターの支援を受けて再生等に取り組むもの ②特定認証紛争解決事業者による手続により再生を図るもの ③認定支援機関の指導又は助言を受けて再生を図るもの ④民事再生又は会社更生により計画認可を受け、その計画の実行に取り組むもの等	一企業等 8,000万円	1.90% 以内	運転・設備 10年以内（2年以内） ②及び③の場合、運転・設備3年以内（据置なし）
みやぎ中小企業復興特別資金	東日本大震災により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①事業所又は主要な事業用資産に損害を受けたもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②事業活動に著しい支障が生じたため、その事業に係る収入が著しく減少したもの（市町村長の認定を受けたもの）	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 15年以内（3年以内）
災害復旧対策資金（一般枠）	知事の指定する災害により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備等の損壊が発生しているもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上高が、前年同月の売上高に比して10%以上減少しているもの（知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの）	一災害 5,000万円 （ただし、一企業2億8,000万円まで）	1.60% 以内 災害関係保証適用の場合1.55% 以内	運転・設備 10年以内（2年以内）

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
緊急経済変動対策資金	燃料費や原材料費の高騰により、最近3か月間の売上に占める製造原価等の割合が①前年同期比10%以上増加、又は②前年同期比5%以上、かつ、前々年同期比10%以上増加している中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 10年以内（2年以内）
事業再生計画実施支援資金	（独）中小企業基盤整備機構、宮城県中小企業再生支援協議会、宮城県産業復興相談センター等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者	一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内（1年以内）
二重債務対策資金	宮城県産業復興機構投資事業有限責任組合又は（株）東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取等の支援を受ける中小企業者等	一企業等 1億円	1.00%	運転・設備 15年以内（3年以内）

● 中小企業産業振興資金

資 金 名		融 資 対 象 者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
富 県 宮 城 資 金	チャレンジ枠	①県が集積を目指す産業（自動車関連産業等8産業）に関連する事業を営むもので、事業の拡大を図るもの ②上記①に該当しない事業を営むもので、新たに①に該当する事業への参入を図るもの （チャレンジ枠は知事の認定）	一企業等 1億円	1.50%	運転 10年以内（2年以内） 設備 15年以内（2年以内）
	応援枠	※県内で1年以上の事業を引き続き行っている中小企業者等であること。	一企業等 3,000万円	1.50%以内 固定又は変動金利	運転・設備 7年以内（2年以内）
	先端設備等導入枠	先端設備等導入計画について、生産性向上特別措置法の規定による市町村の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
新技術・新製品 事業化資金		特許権等技術力を有し、新技術又は新製品の事業化を図るための資金を必要とする中小企業者等(知事の認定)	一企業等 8,000万円 (うち運転資金 4,000万円)	1.50%	運転 7年以内（2年以内） 設備 10年以内（2年以内）
創業育成資金		①事業を営んでいない個人が、1か月以内 ^(※) に新たに事業を開始する場合、又は事業を開始した日以後5年未満の場合 ②事業を営んでいない個人が、2か月以内 ^(※) に新たに会社を設立する場合、又は設立した日以後5年未満の場合 ③会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、又は設立した日以後5年未満の場合 ※①②で新規創業の場合、借入額と同額以上の自己資金を有していることが要件となる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ※認定特定創業支援事業による支援を受けた場合は6か月以内	一企業等 3,500万円 (新規に創業する場合、適用される保証によっては、自己資金額を融資限度額とする場合あり)	1.55%	運転・設備 10年以内（2年以内）
事 業 承 継 資 金	経営承継枠	中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者、認定を受けた会社の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
	事業承継特別枠 (R2.4創設)	3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人又は、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年経過していないものに該当し、かつ資産超過である等の財務要件を満たす中小企業者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
再 生 可 能 エ ネ ル ギー推進支援資金		再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等	一企業等 1億円	1.60%	設備 15年以内（1年以内）
がんばる中小企業 応援資金		事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、又は新たな試みに取り組むことを通じて経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等	一企業等 3,000万円	金融機関所定の固定又は変動金利	運転・設備 7年以内（2年以内）
“伊達な旅” 整備促進資金		観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で次に掲げる観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行おうとするもの ①宿泊施設 ②温泉施設 ③スポーツ・レクリエーション施設、歴史・文化施設 ④食事休憩施設 ⑤その他、観光客の利用が見込まれる観光施設	一企業等 1億5,000万円	7年以内 1.55% 7年超 1.75% 10年以内 1.75% 10年超 1.95%	設備 15年以内（2年以内）

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
環境安全管理対策資金	①環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等（知事の認定） ② ISO14001、ISO9000シリーズの認証又は HACCP 方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等 ※①のうち、自然エネルギー活用施設等の設置については、自家消費を目的とした中小企業者等に限る。	一企業等 5,000万円	①1.80% ②1.60%	運転・設備 7年以内（1年以内）
小口事業資金	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 ※商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇します。	一事業者 2,000万円	1年以内 1.45% 1年超 1.85% セーフティネット5号、7号、8号認定の場合 1.30%	運転・設備 7年以内（1年以内）
中小企業団体中央会組織金融	中央会の会員である組合で、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体又は商店街振興組合法第2条の商店街振興組合である者	一組合 5億円	7年以内 固定金利 1.00% 7年超10年以内 固定金利 商工中金所定の貸付利率-0.30% 10年超15年以内 変動金利 商工中金所定の貸付利率	運転 10年以内 設備 15年以内

注1 中小企業団体中央会組織金融を除き、すべて信用保証付です。ただし、二重債務対策資金については、東日本大震災事業者再生支援機構による債務保証を活用することができます。

注2 中小企業団体中央会組織金融は商工組合中央金庫仙台支店のみの取扱いとなります。

注3 適用される保証により、融資限度額が合算される場合があります。

注4 各資金に適用される信用保証料率は、「宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧」で確認願います。

注5 担保は必要に応じて徴求し、保証人は原則として法人代表以外不要です。ただし、流動資産担保活用資金の担保は売掛債権又は棚卸資産（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）とし、創業育成資金の担保は不要です。小口事業資金の担保は原則不要とし、中小企業団体中央会組織金融の保証人は役員となります。

注6 環境配慮型経営に係る第三者認証や県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している中小企業者等は、上記の利率からマイナス0.1%で利用できます。（一部資金を除く）

注7 特定非営利活動法人（NPO 法人）は、創業育成資金など一部ご利用できない資金があります。

注8 富県宮城資金（チャレンジ枠・応援枠）の融資対象となる「県が集積を目指す産業」とは、①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、⑧船舶関連産業をいいます。

●その他、信用保証付き以外の融資等（上記のほか、県、（公財）みやぎ産業振興機構が行う融資）

資金名	融資対象者	融資限度額	問い合わせ先
工業立地促進資金	工場立地法第2条第1項に定める工場適地等に用地取得を予定している企業 ※製造業やコールセンター等の業種制限があります。	・限度額：5億円以内（用地取得費の80%以内） ※特に必要と認める場合は10億円の場合あり ・償還期間：15年以内（うち据置2年以内） ・利率：年1.50% ・担保・保証人：所定（ただし融資対象不動産に担保設定） ※取扱金融機関の判断により、信用保証が必要な場合あり	産業立地推進課 企業誘致第一班 022-211-2732
企業立地資金	工場等の新設・移転等を予定している企業 ※製造業やコールセンター等の業種制限があります。	・限度額：5億円以内（建屋設備取得費の80%以内） ※特に必要と認める場合は10億円の場合あり ・償還期間：15年以内（うち据置2年以内） ・利率：年1.50% ・担保・保証人：所定	産業立地推進課 企業誘致第一班 022-211-2732
高度化資金	集団化、共同施設事業を行う事業協同組合等が対象です。 ※貸付にあたっては、事前に事業計画等について、経営診断・助言が行われ、貸付後も随時診断・助言が行われる等、貸付と経営指導が一体的に実施されます。	・限度額：対象事業の原則80%以内 ・償還期間：20年以内（うち据置3年以内） ・利率：年0.35%（特別の法律等に基づく事業や災害復旧等の場合は無利子） ・担保・保証人：必要	中小企業支援室 経営支援班 022-211-2742
小規模事業者設備貸与（設備割賦・設備リース）	常用従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人）以下（特認を受けることができる場合には50人以下）の創業者又は経営革新に取り組むもので県税完納等の要件を満たす方	・限度額：100万円以上1億円以下 ・償還期間：3～10年以内 ・割賦損料率：1.1～1.9%程度 ・担保・保証人：金額等に応じて	（公財）みやぎ 産業振興機構 022-225-6636

宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧

(単位：％)

資 金 名			信用保証料率									
			第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	
経営安定資金	一般資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット資金	1号～4号,6号	0.70 ※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%									
		5号,7号,8号	0.67 ※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%									
	危機関連対策資金		0.70 以下 ※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%									
	新型コロナウイルス感染症対応資金		0.85 ※経営者保証免除対応適用の場合は1.05%									
	流動資産担保活用資金		0.56									
	経営力強化サポート資金		1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	
	責任共有対象外の場合		1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50	0.50	
	条件変更改善借換資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	連鎖倒産防止資金		0.70								0.60	0.45
	経営改善サポート借換資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット 関連	1号～4号,6号	0.70 ※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%									
		5号,7号,8号	0.67 ※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%									
	中小企業再生サポート資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	事業再生円滑化関連保証の場合		1.56									
	事業再生保証の場合		2.00									
	災害復旧対策資金		1.00						0.80	0.60	0.45	
	災害関係保証の場合		0.70									
	みやぎ中小企業復興特別資金		0.50									
	緊急経済変動対策資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	事業再生計画実施支援資金		0.70（責任共有対象外の場合0.90）									
	二重債務対策資金		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
産業振興資金	富県宮城資金	チャレンジ枠・応援枠	1.19	1.05	0.95	0.85	0.70	0.60	0.40	0.20	0.05	
		先端設備等導入枠	0.32									
	新技術・新製品事業化資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	経営革新関連保証の場合		0.67									
	創業育成資金		0.30									
	事業承継資金	経営承継枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
		特定経営承継準備関連保証の場合	1.10									
		事業承継特別枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
		事業承継特別保証の場合	0.84	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20	
	再生可能エネルギー推進支援資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	エネルギー対策保証の場合		1.08									
	がんばる中小企業応援資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
			※県の認証制度等を有している場合は上記から0.20%割引									
	“伊達な旅”整備促進資金		1.39	1.25	1.15	1.05	0.90	0.80	0.60	0.40	0.25	
環境安全管理対策資金		0.60									0.45	
小口事業資金		0.50						0.30				
セーフティネット保証5号,7号,8号		0.70 ※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%										
特別小口保証の場合		0.62										

◎有担保で利用の場合に0.10% (セーフティネット資金、危機関連対策資金、流動資産担保活用資金、みやぎ中小企業復興特別資金、創業育成資金等を除く。)を割り引いた保証料率がそれぞれ適用されます。

がんばる中小企業応援資金の割引対象について

①次の各種認証を受けている場合は、がんばる中小企業応援資金の信用保証料が0.2%軽減されます。

【県実施】：女性のチカラ認証、みやぎ優れMONO認定、障害者雇用促進企業登録、環境配慮事業者登録、スマートみやぎ健民会議「優良会員」登録、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証、みやぎ認定IT商品、宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金交付決定、宮城県グリーン製品認定、みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定

【市町村実施】：消防団協力事業所の認定

②割引対象制度の廃止：宮城県認証食品（3Eマーク）、食品衛生自主管理認証制度による認証（みやぎHACCP・仙台HACCP）

◇割引を受ける場合には、あらかじめ県（商工金融課）へ減額申請をしていただく必要があります。

◇当該認証を重複している場合でも、割引率は最大0.2%となります。

みやぎ中小企業復興特別資金の取扱いを延長しました

東日本大震災により直接・間接的に被災し、事業活動に支障を来している中小企業者等を対象とした「みやぎ中小企業復興特別資金」の取扱期間を令和3年3月31日（融資実行分）まで延長しました。

みやぎ中小企業復興特別資金の概要

融資対象者

宮城県内に事業所を有し次のいずれかの証明書又は認定書の交付を受けた中小企業者等

- ①市町村長が発行する罹災証明書等（東日本大震災による災害によって被害をうけた事実を証するものとして発行されたもの）の交付を受けた方
- ②市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定書の交付を受けた方
※東日本大震災後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 8,000万円
- 融資利率 年1.50%（固定）
- 償還期間 15年（うち据置3年以内）
- 信用保証率 0.50%

直接被害を受けた方（融資対象者①に該当する方）には、利子補給を実施しています。

- 対象融資限度額 一企業3,000万円以内
- 利子補給率 年1.50%に相当する額
（利子補給金の合計は、一企業135万円を上限とします。）
- 補給期間 借入日から3年間
- 補給回数 年2回 上期（1月～6月分）
下期（7月～12月分）

信用保証協会とは

信用保証協会法によって設立された公的機関であり、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に公的な保証人となって借入れを容易にする保証機関です。信用保証協会は、事業の健全な発展を支援し、金融や経営のご相談にも応じます。

宮城県信用保証協会のお問い合わせ先

	所在地	電話番号
本店	〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館5・6階	022-225-6491
経営支援部	〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館6階	022-225-5230
本店営業部	〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館5階	022-225-6421
仙台東支店	〒984-8651 仙台市若林区卸町二丁目9-5 仙台卸商センター第二OCビル3階	022-783-9021
白石支店	〒989-0273 白石市中町11 井丸ビル5階	0224-25-2135
大崎支店	〒989-6166 大崎市古川東町5-46 古川商工会議所会館3階	0229-22-0722
石巻支店	〒986-0822 石巻市中央二丁目9-18 石巻商工会議所会館3階	0225-22-4178
気仙沼支店	〒988-0084 気仙沼市八日町二丁目1-11 気仙沼商工会議所会館3階	0226-22-1972

その他のお問い合わせ先

	所在地	電話番号
宮城県商工会議所連合会	〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所内	022-265-8181
宮城県商工会連合会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター内	022-225-8751
宮城県中小企業団体中央会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター内	022-222-5560
宮城県中小企業再生支援協議会	〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-3872
宮城県産業復興相談センター	〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-3858

宮城県中小企業融資制度に関するお問い合わせは **宮城県経済商工観光部商工金融課** へ

TEL 直通 **022-211-2744**

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1（宮城県庁14階）
http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/

この中小企業融資制度のご案内は7,500部作成し、1部当たりの印刷単価は24円です。

 環境に優しい植物油インキを使用しています。